

# 衆議院法務委員会ニュース

【第201回国会】令和2年3月10日（火）、第2回の委員会が開かれました。

## 1 裁判所の司法行政、法務行政及び検察行政、国内治安、人権擁護に関する件

・森法務大臣、義家法務副大臣、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行いました。

（質疑者）葉梨康弘君（自民）、伊藤忠彦君（自民）、浜地雅一君（公明）、落合貴之君（立国社）、高木錬太郎君（立国社）、稲富修二君（立国社）、日吉雄太君（立国社）、今井雅人君（立国社）、藤野保史君（共産）、串田誠一君（維新）

（質疑者及び主な質疑事項）

### 葉梨康弘君（自民）

#### 検察官の勤務延長

- ア 国家公務員法による勤務延長が検察官には適用されないとの従前の政府見解を法務大臣が認識した時期
- イ 本件に関する当初の衆議院予算委員会の質疑において、1月24日の人事院の回答によって国家公務員法の勤務延長に関する解釈が変更されたことについての説明を省略していた理由
- ウ 今般の検察官の勤務延長に関する検察庁法の解釈の整理の目的が東京高検検事長個人の定年延長であるか否かについての法務省の見解
- エ 法務省行政文書取扱規則において、部局長の決裁を得ることとされている法令の解釈及び運用に関することとは、典型的には解釈運用基準通知に係る決裁を指すとの意見に対する法務省の見解
- オ 検察官に国家公務員法の勤務延長の規定が適用可能となった時期についての法務大臣の認識
- カ 検察官に国家公務員法の勤務延長の規定が適用可能との法務省の解釈を人事院が了承した時期及び法務省に対して了承した旨を通知した方法

### 伊藤忠彦君（自民）

#### （1） 性犯罪への対処

- ア フラワーデモといった形で性犯罪被害者が声を上げている現状についての法務大臣の見解
- イ 性犯罪に直面した被害者心理の理解のための裁判官に対する研修の内容、研修の対象となる裁判官の範囲及び研修の効果についての最高裁判所当局の評価
- ウ 性犯罪・性暴力の根絶や被害者の救済に向けた取組についての法務大臣の決意

#### （2） 法務副大臣のレバノン共和国への出張

- ア 出張の概要並びに出張の成果及び法務副大臣が感じた問題点
- イ 法務副大臣のレバノン出張についての法務大臣の評価及び今後の司法外交の推進に向けた意気込み

### 浜地雅一君（公明）

#### （1） 新型コロナウイルス感染症対策による入国制限を踏まえた留学生への対応

- ア 在留資格認定証明書の有効期間を延長する必要性についての法務大臣の見解
- イ 7月入学生の入留資格認定証明書交付申請に対する配慮の必要性
- ウ 入国制限による特別措置の周知を徹底する必要性

#### （2） 更生保護施設

- ア 少年を受け入れた場合の委託費の概要
- イ 委託の実績にかかわらず職員を配置した場合の施設に対する定額支弁の内容

- ウ 少年や女性を受け入れる施設に対する支援を強化する必要性
  - エ 退所後のフォローアップの事業に対する支援の充実・強化の必要性
- (3) 仮釈放の推進に向けて帰住先確保の強化を図るために行っている保護観察官を刑務所等に常駐させる取組の具体的内容

#### 落合貴之君（立国社）

- (1) 法務行政における公正性についての法務大臣の見解
- (2) 検察官の勤務延長
- ア 独立性が求められる検察官の勤務延長に関する国家公務員法の解釈変更のような重要事項について口頭で決裁することは公正さを欠く対応であり、公正性が特に求められる法務省としては、解釈変更の過程を検証できるよう文書で決裁する必要があるのではないかとの考えに対する法務大臣の見解
  - イ 検察官の勤務延長に関する国家公務員法の解釈変更を口頭決裁で行ったことの妥当性についての法務大臣の見解
- (3) サービサー法の運用状況についての法務大臣の見解
- (4) 会社法の今後の在り方
- ア 我が国において女性経営者や企業の女性役員が少ないことについての法務大臣の見解
  - イ 世界経済フォーラム年次総会（ダボス会議）におけるステークホルダー資本主義の議論からうかがえる株主資本主義からステークホルダー資本主義への転換という海外の潮流の変化についての法務大臣の見解
  - ウ 令和元年 11 月 19 日の衆議院法務委員会における株式会社は株主のものである旨の法務大臣の答弁から法務大臣の考えが変化したことの確認
  - エ 我が国企業の持続的成長のために、株主資本主義からステークホルダー資本主義に方向転換する必要があると法務大臣が考えているかの確認

#### 高木錬太郎君（立国社）

- (1) ホームレス支援団体や避難所の運営者との意見交換などにより災害時の避難所の人権状況を森法務大臣自らが確認したことの有無
- (2) 東京出入国在留管理局における女性被収容者の人権問題について森法務大臣が現場に行き確認をしたことの有無及びこれによって持った問題意識の内容
- (3) これまでの予算委員会の答弁で分かりにくい点があったことについての反省を所信表明においてまず述べるべきであったとの考えに対する法務大臣の見解
- (4) 検察官の勤務延長
- ア 検察官の勤務延長についての国家公務員法の解釈変更の理由が検察業務遂行上の必要性によるものであるか否かの確認
  - イ 検察官の勤務延長について検察庁法の改正を行うか否かの確認
- (5) 「児童虐待とたたかう法務省プロジェクトチーム」の検討結果である法務省児童虐待防止対策強化プランの内容
- (6) 駅の無人化
- ア J R 東日本管内において駅係員等が不在となる時間帯が発生する駅の数
  - イ 駅の無人化に当たって、その経過や理由などについて地元には十分説明した上で実施するよう J R 東日本に対して国土交通大臣が指示を行うべきとの考えに対する国土交通省の見解
  - ウ 障害者が無人駅のために不便を被っている現状は障害を理由とする差別に該当し人権問題であると法務大臣は認識しているか否かの確認

(7) 選択的夫婦別氏制度の導入

- ア 男女共同参画会議の議員に男女共同参画社会基本法第 1 条の目的を理解している者を任命していることの確認
- イ 選択的夫婦別氏制度について慎重な対応が必要とこれまで法務大臣が答弁している意図は同制度の導入についての議論の一切を無視するというのか否かの確認
- ウ 法務大臣がこれまでの答弁で触れている選択的夫婦別氏制度の導入についての多様な意見における同制度の導入に対する否定的な意見の具体例
- エ 現代社会においては家族の在り方も多様であると法務大臣が認識しているのか否かの確認
- オ 選択的夫婦別氏制度は選択肢を作るものであり夫の氏を名乗りたいとの思いを侵害するものではないことについての法務大臣の認識
- カ 男女格差ランキングで日本は 158 か国中 121 位という現状について男女共同参画担当大臣と共に改善に取り組むべきとの考えに対する法務大臣の見解

(8) カルロス・ゴーン被告人の記者会見を受けて行った 1 月 9 日の法務大臣の記者会見で「無罪を主張すべき」と発言すべきところを「無罪を証明すべき」と発言したことについて個人のツイッターで訂正するのではなく法務大臣として訂正すべきとの考えに対する法務大臣の見解

**稲富修二君（立国社）**

(1) 新型コロナウイルス感染症対策による入国制限を踏まえた留学生等への対応

- ア 今般の入国制限措置に伴う在留資格認定証明書の有効期限の延長に当たっては更なる手続が必要ないことの確認
- イ 本邦に入国できない生徒の入学期を変更するために在留資格認定証明書の再交付申請をした場合の証明書発行までに掛かる期間及び各地方出入国在留管理局において当該期間を一律にする必要性
- ウ 再交付申請から証明書の発行までに掛かる期間が当初の交付申請時に掛かる期間に比して短くなることの確認
- エ 在留資格認定証明書交付申請に係る提出資料の準備に時間を要する令和 2 年 7 月期入学希望の留学生の交付申請の受付期間の延長期間を明確にする必要性
- オ 昨年 3 月及び 4 月に日本へ入国した留学生の総数並びに中国本土及び韓国国籍の留学生の各人数
- カ 新型コロナウイルス感染症により経営上大きな影響を受けるおそれのある日本語教育機関への具体的な経営支援策
- キ 日本語教育機関を、業況の悪化している業種に属する中小企業者を支援するための措置であるセーフティーネット保証 5 号の指定業種にする必要性

(2) 特別養子制度

- ア 民法第 817 条の 6 ただし書の実父母の同意が不要となるケースの想定例
- イ 15 歳以上の子が養親候補者との特別養子縁組を強く望んでいるという事情がある場合の実親の同意が不要となる要件の該当性
- ウ 特別養子制度の活用促進の観点から、養親候補者等が躊躇せず特別養子適格の確認の審判（第 1 段階の審判）の申立てを行えるようにするため、実父母の同意が不要となる場合をガイドライン等で示す必要性

**日吉雄太君（立国社）**

(1) 安倍総理大臣に対する刑事告発

- ア 憲法第 99 条に規定される憲法尊重擁護の義務に違反した場合の罰則の有無
- イ 刑法第 77 条の内乱罪の主体に内閣総理大臣又は国務大臣が該当し得るか否かの確認
- ウ 内乱罪の構成要件である「暴動」となり得る多人数による集团的暴行・脅迫を行ったと認めるの

に必要な人数

- エ 内乱罪の主体である「首謀者」に内閣総理大臣が該当し得るか否かの確認
  - オ 内乱罪の構成要件である「暴動」に物理的な暴力以外に脅迫が含まれることの確認
  - カ 国務大臣の訴追に総理大臣の同意が必要であるとする憲法第 75 条の「国務大臣」に内閣総理大臣が含まれるか否かの確認
  - キ カについて内閣総理大臣を含むとする学説と含まないとする学説の優劣
  - ク 内閣総理大臣が刑法の内乱の罪により訴追される可能性の有無
  - ケ 安倍内閣総理大臣に対する刑事告発の有無に関する法務大臣の認識
  - コ 告発を検察が受理することの一般的意味
  - サ 不起訴処分理由である「罪とならず」の意味
  - シ 憲法第 75 条の内閣総理大臣の同意がないことが不起訴処分理由となるか否かについての見解
  - ス 検察が仮に内閣総理大臣又は国務大臣の犯罪を見付けた場合、捜査を行う義務があるか否かについての見解
- (2) 法務副大臣のレバノン共和国への出張
- ア レバノン共和国当局の理解を得ることができたとする具体的な内容
  - イ カルロス・ゴーン被告人の逃亡事案への今後の方向性や対応についての法務大臣の所見

**今井雅人君（立国社）**

検察官の勤務延長

- ア 昭和 56 年の国家公務員法改正時において勤務延長を含む国家公務員法の定年制度が検察官には適用されないことを人事院が認識していたことの確認
- イ 昭和 56 年の国家公務員法改正時において国家公務員法の定年制度が事務の調整等の規定を除いて検察官には適用されないと内閣法制局が理解していたことの確認
- ウ 平成 30 年 8 月に人事院が「定年を段階的に 65 歳に引き上げるための国家公務員法等の改正についての意見の申出」を行ってから今国会に提出予定の「国家公務員法等の一部を改正する法律案」の立案に至るまでの経緯
- エ 「国家公務員法等の一部を改正する法律案」の立案に向けた内閣人事局と法務省との協議内容
- オ 「国家公務員法等の一部を改正する法律案」のうち検察庁法の改正案については令和元年 10 月末頃に内閣法制局に審査資料が届けられ遅くとも同年 11 月初めには了承されたことの確認
- カ オの検察庁法の改正案を了承した時点においては内閣法制局が昭和 56 年の国家公務員法改正時の解釈を維持していたことの確認
- キ オの内閣法制局が検察庁法の改正案について審査を行っていた時点においては検察官の勤務延長は論点となっていなかったことの確認
- ク 令和 2 年になってから検察官の勤務延長についての法解釈を整理することとした理由
- ケ 既に内閣法制局の了承を得ていた検察庁法の改正案に検察官の勤務延長規定を追加することとした理由
- コ 令和 2 年 1 月 17 日に法務省が行った内閣法制局に対する問合せの趣旨
- サ 昭和 56 年の国家公務員法改正時の解釈によれば黒川検事長の勤務延長ができなかったことの確認
- シ 検察庁法の改正のために行った検察官の勤務延長についての法解釈の変更を法改正前に適用して特定の検察官の勤務延長を行うことの適切性についての法務大臣の見解
- ス 勤務延長をした黒川検事長に担当させる業務が他の者では遂行できないことの確認
- セ 黒川検事長の勤務延長が人事院規則 11-8（職員の定年）第 7 条第 3 号に該当することの確認
- ソ 勤務延長をした黒川検事長に担当させる業務が勤務延長期限の 8 月までに終わる見込み
- タ 最長 1 年間の勤務延長が可能であるにもかかわらず黒川検事長の勤務延長を半年間とした理由
- チ 公文書管理法における決裁の定義

ツ 「口頭による決裁」と「口頭による了解」の意味

テ 口頭による決裁が行政文書の管理に関するガイドラインにおいて定義された決裁に該当しないことの確認

**藤野保史君（共産）**

- (1) 職場で女性だけにパンプスやヒールの着用が強要されることに抗議する「#KuToo」運動に対する法務大臣の評価
- (2) 性犯罪関係
  - ア 性暴力に関する大臣直轄の私的な勉強会を2月末に設置した理由
  - イ 2月25日の予算委員会第三分科会における本村議員の法制審議会のメンバーに関する質問に対し、「被害者の立場の方、また被害者支援にかかわる研究者、専門家などの御意見を幅広く聞くことができるような体制で議論を進めてまいりたい」とした法務大臣の答弁のうち、「幅広く聞くことができるような体制」の具体的な意味
  - ウ これまでの法制審議会で被害者や被害者支援団体の方がメンバーとして参加した実例
  - エ 法制審議会のメンバーに被害者を任命することについての法務大臣の見解
- (3) 岡山理科大学獣医学部の推薦入試問題
  - ア 大学入学者選抜実施要項の入試における差別に関する規定の内容
  - イ 推薦入試A方式における韓国人留学生の受験者数及び合格者数並びにこれ以外の入試方式における韓国人留学生の受験者数及び合格者数
  - ウ 岡山理科大学獣医学部の推薦入試問題についての文部科学省の調査状況
  - エ 今回の推薦入試における韓国人留学生に対する差別が事実であれば許されない差別であることについての法務大臣の見解
- (4) 本年4月から行われるNPT運用検討会議の際の原爆展
  - ア 日本原水爆被害者団体協議会が核拡散防止条約の再検討会議に合わせてニューヨークの国連本部で開催し外務省が後援名義の使用を許可してきた過去の原爆展においても原発事故のパネルが展示されていた事実についての確認
  - イ あいちトリエンナーレ問題の際、表現の自由の侵害に当たるかとの質問に対して文部科学大臣が答弁した内容
  - ウ 今回の原爆展において外務省が講演を見送ることは、原発という展示内容そのものを問題にしている点で表現の自由の侵害に当たるのではないかとの意見に対する法務大臣の見解
- (5) 検察官の勤務延長
  - ア 法務大臣の所信において検察官の勤務延長について一言も触れていない理由
  - イ 法務省が法務委員会理事会に提出した「検察官の勤務延長について（200116メモ）」において、大日本帝国憲法下の裁判所構成法が規定する検察官の定年制度と戦後に日本国憲法下で制定された国家公務員法が規定する一般職公務員の定年制度とはその趣旨に差異はないとして検察官の勤務延長を可としていることの妥当性
  - ウ 今回の検察官の勤務延長は日本国憲法下で公僕となった検察官を一内閣の官吏にしようとしているとの意見に対する法務省の見解

**串田誠一君（維新）**

- (1) 児童相談所の一時保護
  - ア 誤った虐待通報による一時保護が長期に及ぶと子供への虐待になるとの考えに対する法務大臣の認識
  - イ 子供を父母から引き離す場合の裁判所の関与についての児童の権利に関する条約の規定の内容

- ウ 児童の権利に関する条約に規定されるように、日本においても子供を父母から引き離す場合に司法の審査を必要とすべきとの考えに対する法務大臣の見解
- エ 義務教育を受けられない施設に子供を収容することは人権侵害に当たるとの考えに対する法務副大臣の見解
- オ 一時保護施設における新型コロナウイルス対策の内容
- カ レストランのメニューを介した新型コロナウイルス感染の危険性についての厚生労働省の見解
- (2) 駐日フランス大使の表敬訪問
  - ア 駐日フランス大使が3月3日に法務大臣を表敬訪問した理由
  - イ 子どもの面会交流や引渡しの問題について真摯に取り組んでいるという姿勢を世界に発信することが必要であるとの考えに対する法務大臣の見解
- (3) 選択的夫婦別氏制度
  - ア 平成27年12月16日の最高裁判所大法廷判決において、民法の夫婦同氏規定は憲法第24条違反であると表明した裁判官の数
  - イ アのうち、女性裁判官の数
  - ウ 当時の最高裁判所の裁判官のうち、女性裁判官の数
  - エ 最高裁判所長官を指名する者
  - オ 民法の夫婦同氏規定は憲法第24条違反であるとの最高裁判所判決の少数意見に対する法務大臣の見解
  - カ 選択的夫婦別氏制度では不都合があることが証明されない限り民法の夫婦同氏規定は違憲であるとの考えに対する法務大臣の見解